



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 告示

- 697 鳥獣保護区の指定予定の通知 (環境生活総務課)
- 698 特別保護地区の指定予定の通知 ( " )
- 699 公聴会の開催 ( " )
- 700 " ( " )
- 701 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 702 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 703 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 704 紀の川土地改良区連合の役員の就退任 (農業農村整備課)
- 705 漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (資源管理課)
- 706 基本測量の実施 (技術調査課)
- 707 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 708 " ( " )
- 709 " ( " )

\*710 平成18年和歌山県告示第1503号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正(建築住宅課)

### ○ 警察本部告示

- 1 放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等

### ○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等

### ○ 公告

入札公告 (情報政策課)

### ○ 諸報

入札公告 (警察本部)

## 告 示

### 和歌山県告示第697号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定を予定しているため、同条第4項の規定に基づき告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 鳥獣保護区の名称

ゆかし潟鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

ゆかし潟水面(湯川橋に至る湯川川を含む。)及び国道42号と一般県道236号勝浦港湯川線の交差点を起点に国道沿いを南下し湊橋を渡り、国道42号と湊橋横断直後の北西に伸びる道路との交点から北西へ伸びる道路沿いにおよそ130m進んだ地点から東北東に進み、ゆかし潟の水面に至る地点を結んだ線とゆかし潟水面の間にある陸地

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日までの10年間

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

#### (2) 鳥獣保護区の指定目的

ゆかし潟鳥獣保護区は、那智勝浦町役場から南西方向約1.8キロメートルに位置する、周囲2.2キロメートル、面積約11.1ヘクタールに及ぶ「ゆかし潟」により形成される。

「ゆかし潟」は、北西の橋ノ川、北東の湯川川という二本の川から淡水が流れ込み、満潮時には南の森浦湾から海水の流入する汽水湖であり、和歌山県内でも数少ないハマボウの群生地として知られている。

周辺には、ウバメガシやスダジイなどが植生し、すべてが天然林であり、豊かな自然環境が形成されている。

この豊かな自然環境の中心である「ゆかし潟」では、マガモ、カルガモなどのカモ類の越冬地、又はカワセミ、ミサゴなどの餌場となり、多くの水鳥が生息しており、全国版及び和歌山県版レッドデータブックの記載種であるチュウサギが確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### (3) 管理方針

鳥獣保護員及び那智勝浦町と連携し、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を図る。

### 5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環

境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成21年5月25日から平成21年6月8日まで  
当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

**和歌山県告示第698号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

大塔山系特別保護地区

2 特別保護地区の区域

田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界の野竹法師山の山頂を起点とし、同所から黒蔵谷国有林の境界線に沿って東進し、黒蔵谷国有林1007林班ろ小班と同林班い小班との境界に至り、同所から同小班境界線を南進し黒蔵谷国有林の境界線に至り、同所より同国有林の境界線に沿って西進し大杉大小屋国有林との境界に至り、同所から同境界線を南進し大塔山国有林との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1005林班界を南西に進み、大杉大小屋国有林1004林班ろ小班と大塔山国有林18林班との林班界を南西に進み、大杉大小屋国有林1004林班ろ小班界に沿って北西に進み、大杉大小屋国有林1004林班と1005林班との林班界に至り、同所から大杉大小屋国有林1005林班ろ小班界に沿って北西から北東に進み、大杉大小屋国有林1005林班と1006林班の境界に達し、同所から同林班界に沿って北進し、黒蔵谷国有林第1008林班ろ小班との境界に至り、同所から同小林班境界に沿って西進、北上し第1009林班に至り、同所から1008林班と1009林班の林班界である黒蔵谷川を南西に進み、黒蔵滝を越えて1009林班に2小班界を西へ進み、1009林班に2小班と1009林班ほ小班との林班界沿いを北西に進み、1009林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班境界線を北西に進み、田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線と1009林班に2小班と1009林班ほ小班の境界線の交点に至り、同所から田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

大塔山系鳥獣保護区は、県南部の主峰大塔山を中心に四方に山稜が伸び全体として大きな山塊を形成し、多くの溪流が入り込み、谷も深く複雑な地形となっている。また、温暖な多雨地域であり、照葉樹林を中心に植生も多様であり、特別天然記念物のニホンカモシカや希少種のツキノワグマ、クマタカも生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区は野竹法師山頂から東南東側の黒蔵谷や大杉谷の一部に広がる森林地帯で、ブナ、アカガシ、ウラジロガシ、ツガ、シデ、ヒノキ、コウヤマキ、シイ、スギ等の原生的な自然が多く残されており、容易に人が入れない場所が多く多様な野生鳥獣の生息地に適していると考えられる。

このため、当該区域は大塔山系鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

鳥獣保護員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、豊富な植物相からなる鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成21年5月25日から平成21年6月8日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

**和歌山県告示第699号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）第11条の規定に基づき告示する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 日時 平成21年6月16日（火）午後1時30分から

2 場所 東牟婁郡那智勝浦町天満木戸浦441-8  
那智勝浦町体育文化会館

3 案件 ゆかし瀉鳥獣保護区の指定について

(1) 区域

ゆかし瀉水面（湯川橋に至る湯川川を含む。）及び国道42号と一般県道236号勝浦港湯川線の交差点を起点に国道沿いを南下し湊橋を渡り、国道42号と湊橋横断直後の北西に伸びる道路との交点から北西へ伸びる道路沿いにおよそ130m進んだ地点から東北東に進み、ゆかし瀉の水面に至る地点を結んだ線とゆかし瀉水面の間にある陸地

(2) 総面積 11.1ヘクタール

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日までの10年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室（TEL 073-441-2779）

東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課（TEL 0735-21-9631）

和歌山県告示第700号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）第11条の規定に基づき告示する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成21年6月17日（水）午後1時30分から

2 場所 田辺市本宮町本宮219

田辺市本宮行政局庁舎 2階 会議室

3 案件 大塔山系特別保護地区再指定について

(1) 区域

田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界の野竹法師山の山頂を起点とし、同所から黒蔵谷国有林の境界線に沿って東進し、黒蔵谷国有林1007林班ろ小班と同林班い小班との境界に至り、同所から同小班境界線を南進し黒蔵谷国有林の境界線に至り、同所より同国有林の境界線に沿って西進し大杉大小屋国有林との境界に至り、同所から同境界線を南進し大塔山国有林との境界に至り、同所から大杉大小屋国有林1005林班界を南西に進み、大杉大小屋国有林1004林班ろ小班と大塔山国有林18林班との林班界を南西に進み、大杉大小屋国有林1004林班ろ小班界に沿って北西に進み、大杉大小屋国有林1004林班と1005林班との林班界に至り、同所から大杉大小屋国有林1005林班ろ小班界に沿って北西から北東に進み、大杉大小屋国有林1005林班と1006林班の境界に達し、同所から同林班界に沿って北進し、黒蔵谷国有林第1008林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班境界に沿って西進、

北上し第1009林班に至り、同所から1008林班と1009林班の林班界である黒蔵谷川を南西に進み、黒蔵滝を越えて1009林班に2小班界を西へ進み、1009林班に2小班と1009林班ろ小班との林班界沿いを北西に進み、1009林班ろ小班との境界に至り、同所から同小班境界線を北西に進み、1009林班に2小班との境界に至り、同所から同小班境界線を北西に進み、田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線と1009林班に2小班と1009林班ろ小班的境界線の交点に至り、同所から田辺市下川上と田辺市本宮町静川との境界線を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 総面積 516ヘクタール

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日までの10年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室（TEL 073-441-2779）

西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課（TEL 0739-26-7934）

和歌山県告示第701号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊医68-2	横手クリニック	伊都郡九度山町九度山800	平成9.1.1
御病1-25	国保日高総合病院	御坊市藺116番地の2	平成17.4.30
那病1-25	公立那賀病院	紀の川市打田1282番地	平成18.3.31

和歌山県告示第702号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊医98-21	医療法人英裕会横手クリニック	伊都郡九度山町九度山800	平成9.1.1
御病5-21	国保日高総合病院	御坊市藺116番地の2	平成17.5.1
紀病2-21	公立那賀病院	紀の川市打田1282番地	平成18.4.1

**和歌山県告示第703号**  
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。  
 平成21年5月22日  
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012000042	通園みらいⅡ	児童デイサービス	事業所の所在地	御坊市齒255-4	日高郡美浜町大字吉原字新浜1083-3	平成21.4.1

**和歌山県告示第704号**  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成21年5月22日  
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 就任した役員
- |    |      |                      |
|----|------|----------------------|
| 職名 | 氏名   | 住所                   |
| 理事 | 田村重樹 | 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町129番地   |
| 理事 | 清瀧武志 | 紀の川市花野205番地          |
| 理事 | 中岡靖享 | 伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地    |
| 理事 | 岸本勇  | 伊都郡かつらぎ町大字東浜田666番地の2 |
| 理事 | 田中一旭 | 紀の川市遠方424番地2         |
| 理事 | 東勲   | 岩出市中迫545番地の2         |
| 理事 | 南武文  | 和歌山市府中865番地          |
| 理事 | 永長幹雄 | 紀の川市桃山町段新田450番地      |
| 理事 | 鳥居巖  | 和歌山市下和佐6番地           |
| 理事 | 尾原和昭 | 和歌山市新庄131番地の2        |
| 理事 | 秋月利昭 | 和歌山市太田498番地          |
| 理事 | 石井清  | 和歌山市手平出島39番地         |
| 理事 | 前田忠雄 | 和歌山市弘西413番地の5        |
| 理事 | 松本三郎 | 和歌山市松江東1丁目4番6号       |
| 監事 | 内田順三 | 伊都郡かつらぎ町大字大谷90番地     |
| 監事 | 神崎博文 | 紀の川市竹房202番地          |
| 監事 | 和田敬視 | 和歌山市和田972番地          |
| 監事 | 的場宏和 | 和歌山市直川1848番地         |
- 2 退任した役員
- |    |      |                      |
|----|------|----------------------|
| 職名 | 氏名   | 住所                   |
| 理事 | 田村重樹 | 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町129番地   |
| 理事 | 松浦琢美 | 紀の川市上野157番地          |
| 理事 | 中岡靖享 | 伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地    |
| 理事 | 岸本勇  | 伊都郡かつらぎ町大字東浜田666番地の2 |
| 理事 | 田中一旭 | 紀の川市遠方424番地2         |
| 理事 | 東勲   | 岩出市中迫545番地の2         |
| 理事 | 南武文  | 和歌山市府中865番地          |

- |    |      |                 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 尾原和昭 | 和歌山市新庄131番地の2   |
| 理事 | 鳥居巖  | 和歌山市下和佐6番地      |
| 理事 | 秋月利昭 | 和歌山市太田498番地     |
| 理事 | 石井清  | 和歌山市手平出島39番地    |
| 理事 | 東道治  | 和歌山市川辺567番地の2   |
| 理事 | 松本三郎 | 和歌山市松江東1丁目4番6号  |
| 監事 | 谷澤俊彦 | 岩出市西国分251番地     |
| 監事 | 永長幹雄 | 紀の川市桃山町段新田450番地 |
| 監事 | 和田敬視 | 和歌山市和田972番地     |
| 監事 | 杉原義造 | 和歌山市北島265番地     |

**和歌山県告示第705号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成17年和歌山県告示第873号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成21年5月19日限りで消滅したので、同条第2項の規定により、公示する。

平成21年5月22日  
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称  
 加太、西脇、雑賀崎、田野浦、毛見浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、箕島町、逢井、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、樗野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

**和歌山県告示第706号**  
 測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年5月22日  
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」  
修正測量
- 作業期間 平成21年5月15日から平成22年3月31日まで

3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第707号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3049	岩出市根来字 中溝982番1の 一部	岩出市岡田38 9番地の1 紀北地所株式 会社 代表取締役 山本康貴	平成 21.5.12	6.00	45.23

和歌山県告示第708号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3038	海南市阪井字 藤松1823番1 の一部、1824 番1の一部、1 825番1の一部	和歌山市太田 540番地の6 オリンピック ホーム株式会 社 代表取締役 東行男	平成 21.5.14	6.00	69.07

和歌山県告示第709号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3050	有田郡有田川 町大字野田字 堀ノ上496番1 の一部、497 番1の一部、 里道	有田郡有田川 町大字小島43 3番地の5 北畑不動産株 式会社 代表取締役 北畑忍	平成 21.5.12	5.00	31.54
				5.50	3.46

和歌山県告示第710号

平成18年和歌山県告示第1503号（公営住宅法施行令第2条

第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成21年6月1日から実施する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表和歌山市島の項中「23号棟」を「24号棟」に改める。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年5月22日

和歌山県警察本部長 永 松 健 次

1 一般競争入札に付する業務の名称及び入札件名

(1) 業務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者、又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされな

った者とみなす。

- (6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること、かつ、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。
  - (8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
  - (9) 現に、国税、県税及び社会保険料を滞納していないこと。
  - (10) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
  - (11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
  - (12) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
  - (13) 和歌山県内に事務所を有していること。
- 3 申請の方法
- 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して警察本部長に提出するものとする。
- (1) 経営状態、会社概要等を記した書面
    - ア 経営規模及び経営状況等総括表
    - イ 定款
  - (2) 使用印鑑届
  - (3) 誓約書
  - (4) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状
  - (5) 所在地見取図
  - (6) 競争入札参加資格審査申請書受理票
  - (7) 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
  - (8) 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
  - (9) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
    - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - イ 和歌山県が課する県税全税目
  - (10) 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書

- (11) 財務諸表（直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）
  - (12) 和歌山県公安委員会から交付を受けた登録通知書の写し
- 4 申請書類の用紙の交付請求先及び交付時期
- (1) 申請書類の用紙の交付請求先  
和歌山県警察本部交通部交通指導課（駐車違反取締センター）  
和歌山市西1番地 交通センター2階  
郵便番号 640-8524  
電話番号 073-473-0356
  - (2) 申請書類の用紙の交付時期  
平成21年5月22日（金）から平成21年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間
- 5 申請書類及びその添付書類の提出時期並びに提出方法
- (1) 提出時期  
平成21年6月9日（火）から平成21年6月19日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間
  - (2) 提出方法  
申請書類は4の（1）に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。
- 6 申請書類に使用する言語  
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知  
申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年7月3日（金）までに郵便により通知する。

### 内水面漁場管理委員会指示

#### 和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成21年5月22日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野 恒太郎

#### 1 指示の内容

##### (1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示期間

平成21年6月2日から平成22年6月1日まで

公 告

入 札 公 告

和歌山県立情報交流センター情報システム構築・運用保守委託及びサーバ等の賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成21年5月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成21年度

(2) 調達業務の名称

和歌山県立情報交流センター情報システム構築・運用保守委託及びサーバ等の賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 情報システム設置場所、納入場所

和歌山県田辺市新庄町3353-9

和歌山県立情報交流センター

(5) 契約期間

契約日から平成27年3月31日までとする。ただし、構築業務を行う期間は契約日から平成22年3月31日まで、運用保守業務及びサーバ等の賃貸借を行う期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入

札参加に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の業種区分「（大分類）5情報処理（小分類）システム分析・開発」及び「（大分類）5情報処理（小分類）システム運用・保守」に登録されている者、又は同要綱附則第4条の規定により入札参加資格を有するとみなされ、登録区分「システム分析・開発」及び「システム分析・運用」に登録されている者

コンソーシアムにあつては構成員の代表者がこの要件を満たすものであること。

(2) 総務省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成21年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者又は当該格付けと同程度と認められる者

コンソーシアムにあつては構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県の示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

(4) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。

コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの）の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) アプリケーションエンジニア

(オ) ネットワークスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理）

ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

エ PMI（Project Management Institute）によるプロジェクトマネジメントに関する国際資格（PMP）の認定を受けている者

(5) 平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に同種、同規模の情報処理分野に関する役務の提供に係る事業実績を有する者で、構築後の1年以上の運用保守経験を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。

コンソーシアムにあつては構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格通知書の写し
- ウ 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し
- エ 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し
- オ 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類
- カ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- キ 作業実施計画書
- ク コンソーシアムとして申請するときは、コンソーシアムの構成員間で締結されたコンソーシアム協定書の写し
- (2) (1)の ア、オ、カ、キ及びクに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成21年5月22日(金)から平成21年5月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、9に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、10に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年6月12日(金)午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。(メールの宛先 e0204001@pref.wakayama.lg.jp)
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成21年6月16日(火)から平成21年6月22日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に9で掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年7月3日(金)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。
- 6 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) この一般競争入札について参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成21年7月7日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成21年7月8日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、9に掲げる場所とする。
- 7 契約条項を示す場所及び日時  
平成21年5月22日(金)から平成21年5月29日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に9で掲げる場所で掲示する。
- 8 入札説明書を交付する場所及び日時
- (1) 入札説明書は平成21年5月22日(金)から平成21年5月29日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に9で掲げる場所で交付する。
- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、10に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年6月12日(金)午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。
- 9 書類等の配布及び受付の場所  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課(県庁南別館4階)  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2405  
(FAX 073-428-1136)
- 10 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通り一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 4階 403会議室
- (2) 日時  
平成21年5月29日(金)午後3時から
- 11 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通り一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 4階 411会議室
- イ 入札日時  
平成21年7月9日(木)午後3時から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行うものは、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の写しを同封の上、平成21年7月9日(木)午前11時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課



に必着するように行わなければならない。

#### 12 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 13 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者または代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができる場合はコンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 14 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができる場合は、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 15 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受け

て入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項の規定に該当するときは、入札を無効とする。

#### 16 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 契約書の要否

要

#### 18 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 19 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

FAX 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 20 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Construction of information system and system operation services and leasing of servers for the "Wakayama Prefectural Information Exchange Center"; etc.

(2) Date/time of bidding : 3:00 p.m., 9 July 2009  
(Deadline for bids submitted by mail ; 11:00 a.m. 9 July 2009)

(3) Contact point for the notice : Information and Communications Policy Division ,Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakaya

ma City, Japan 640-8585 TEL 073-441-2405

## 諸 報

## 入札公告

放置車両確認事務委託業務について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札を行うので、自治法令第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

平成21年5月22日

和歌山県警察本部長 永松健次

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

放置車両確認事務委託業務

## (2) 入札件名

次のア及びイの入札件名ごとに入札を行う。

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

## (3) 業務の内容

放置車両確認事務機関（受託者）は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員をあらかじめ計画された時間に指定された警察署に登庁させて、計画された場所において確認事務を行わせるものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県警察本部告示第1号に規定する放置車両確認事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

## (2) 期間

平成21年5月22日（金）から平成21年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間

## 4 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市西1番地

交通センター2階 更新時講習室

## (2) 日時

平成21年6月2日（火）午後1時30分

## 5 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に関して質問がある者は、交通指導課に対して平成21年6月4日（木）午後5時までに書面により行うものとする。

回答は、平成21年6月8日（月）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に書面により行い、その回答は入札説明書等に優先する。

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

和歌山市西1番地

交通センター2階 更新時講習室

## イ 日時

(ア) 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

平成21年7月17日（金）午後1時30分

(イ) 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

平成21年7月17日（金）午後2時

## (2) 提出書類及び提出方法

入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類（以下「提出書類」という。）を入札当日に指示された方法により提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

## 7 落札者の決定方法

自治法令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件がこの事業にとって最も有利な入札を行った者を落札者とし、審査手順及び落札者の選定は、次のとおりとする。

## (1) 審査手順

和歌山県確認事務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定した放置車両確認機関審査基準に基づいて、審査する。

## (2) 落札者の選定

入札価格を含めて総合評価した提出書類の審査結果を踏まえ、落札者を選定する。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合

を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札説明書等に示した入札に関する条項に違反した入札

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課出納係

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。